

性犯罪に関する刑法の更なる改正を求める意見書

性犯罪・性暴力の根絶に向けた社会的気運が高まる中、平成 29 年 6 月、110 年ぶりに性犯罪に関する刑法の改正案が国会で可決され、同年 7 月に施行された。強姦罪が強制性交等罪に名称変更され、懲役の下限が 3 年から 5 年に引き上げられるとともに、これまで親告罪であったものが非親告罪となるなど、画期的な改正となった。

ただし、強制性交等罪の成立要件として、脅迫、暴行を伴うことが必要とされるなど、改正の内容が不十分であるとの議論があったため、衆議院では 6 項目、参議院では 9 項目もの附帯決議が付され、施行 3 年後の見直し規定が盛り込まれた。

こうした刑法改正により、改正前より多くの事例が犯罪と認定されるようになったものの、被害者の明確な抵抗が明らかでない限り加害者を罪に問えないため、加害者側が無罪となる例が相次いだことなどから、改めて改正刑法の内容が社会問題化している。当然、被害者は明確な形で抵抗できない場合もあるため、多くの欧米諸国では、同意のない性交はすべてレイプとして刑事罰の対象とするなど、被害者の視点に立った性犯罪の定義規定の改正が行われている。

「誰一人取り残さない」を基本理念としている S D G s（持続可能な開発目標）の取組を進める観点からも、性犯罪に関する取組を更に充実させることが求められる。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれては、被害者の視点に立ったより良い制度を実現するため、性犯罪に関する刑法改正の議論の充実とともに、次の事項について見直しをされるよう強く要望するものである。

- 1 強制性交等罪における暴行、脅迫、心神喪失等の要件の見直しについて検討すること。
- 2 監護者わいせつ及び監護者性交等の適用年齢の拡大について検討すること。
- 3 性交同意年齢を引き上げること。
- 4 公訴時効期間の撤廃を含めた見直しを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

国 会
内 閣

あ て

令和 2 年 1 0 月 2 日 提出

提出者	相模原市議会議員	小 野 弘
提出者	相模原市議会議員	関 根 雅吾郎
提出者	相模原市議会議員	田 所 健太郎
提出者	相模原市議会議員	石 川 達
提出者	相模原市議会議員	服 部 裕 明
提出者	相模原市議会議員	渡 部 俊 明
提出者	相模原市議会議員	大 槻 和 弘
提出者	相模原市議会議員	長谷川 くみ子
提出者	相模原市議会議員	鈴 木 秀 成
提出者	相模原市議会議員	後 田 博 美
提出者	相模原市議会議員	西 家 克 己